

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- ・ 広告業界の共通課題に関し、関係団体や企業と協働スキームにより解決に取り組めます。
- ・ 企業や地域等の抱える課題解決のために、デジタル技術も積極的に活用しながら、IP（知的財産）・コンテンツ事業など既存の広告モデルに捉われない、新たなソリューションの開発、刷新に取り組めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

委託事業者と受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、受託事業者の適正な利益を含み、受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ② 手形などの支払条件

代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を受託事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

#### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- ・私たちのビジョン「次の未来へ、つれていく。」に基づき、多様な文化や価値が生まれ続ける「東海道」を起点に、私たちだからこそ発揮できる専門性・共感力・創造力で、企業に、社会に、地域に、想像を超える価値を生みだします。

2025年8月1日制定

2026年2月3日改正

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社JR東海エージェンシー      代表取締役社長 佐藤 一哉  
企 業 名                                      役職・氏名（代表権を有する者）